

# 厚生労働科学研究費補助金の 早期執行への取組み

## 早期執行を妨げる要因

### 執行の前提となる 手続きが遅い

交付申請書等の内容を定める  
告示(取扱規程)等の改訂が遅い

課題採択のための事前評価  
委員会等の開催が4月を過ぎる

### 業務が集中し作業 の遅延が発生する

作業が予算立案の時期と  
重なり業務が遅延する

応募課題数や提出資料が多く  
確認に多大な時間が必要

## 実施している取組み

### 関係規定の早期改訂

|              |     |           |
|--------------|-----|-----------|
| 取扱規程<br>の公布日 | H16 | H16年5月11日 |
|              | H17 | H17年4月1日  |
|              | H18 | H18年3月31日 |

↓  
早期化

### 課題採択の前倒し

事前評価委員会を、予算の成立を前提に、4月前に前倒しして開催。

→ H18は交付基準額決定通知の大部分を  
3月31日付けで決裁

### ファストトラックの導入

交付申請書提出期限を守った研究者に対して早期交付するため、派遣社員を雇用して集中的に事務処理。 → H17年度は244課題を優先的に処理

### FA化の推進

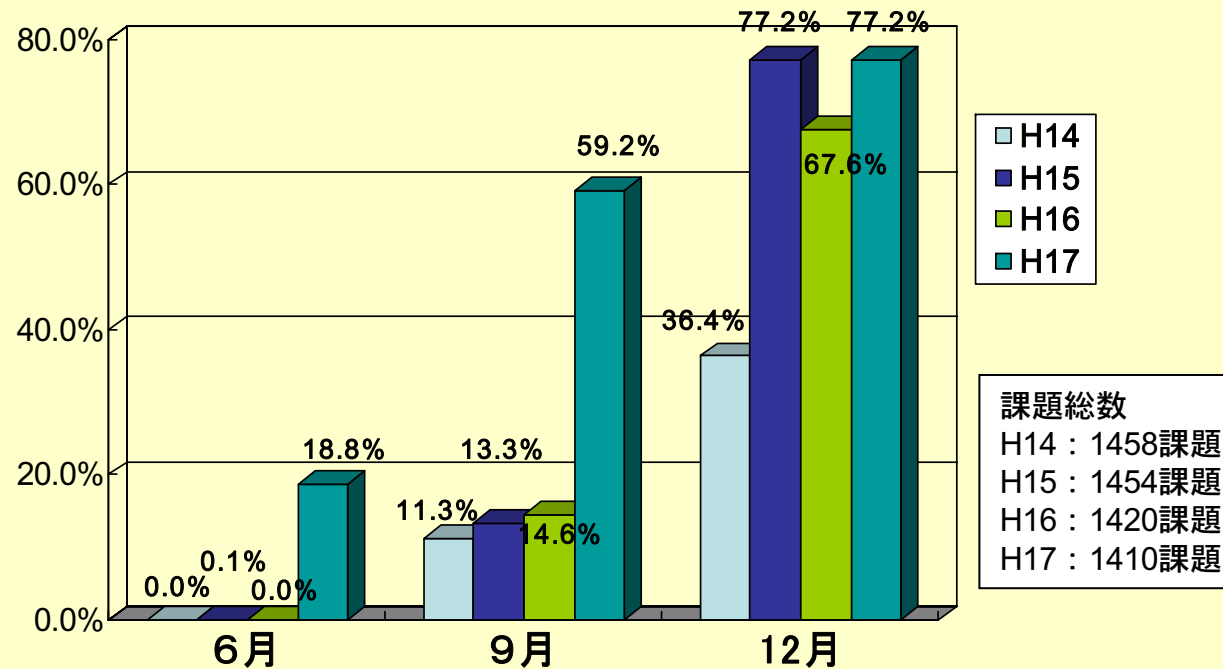
国立高度専門医療センター及び国立試験研究機関に配分機能を段階的に移転。 → H18年度は3事業を移管

### 研究開発管理業務のシステム化

Web上で研究者の課題応募及び交付申請作成の支援。 → H18年度から2事業で実施

# 厚生労働科学研究費補助金の 早期執行の成果

## 交付決定通知済み件数の割合の比較



※ 年度により集計方法が異なり、件数の割合は厳密なものではない。

### 取組みの効果

年度中間(9月頃)の  
交付決定通知済み  
件数に顕著な改善

さらなる改善に  
向けて今後とも  
努力を継続

# 厚生労働科学研究費補助金の 繰越に関する取扱い

## 現状

「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越の取扱いについて」（厚生科学課長決定）に基づき、平成15年度の厚労科研費補助金より、翌年度に繰越して執行できるようにしているところ。

## 利用実績

平成15年度に3件、平成16～18年度は0件。

## その後の経緯

- ・ 文部科学省「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて（通知）」を発出。  
繰越事由の整備を行う。(H18.4.1)
- ・ 平成19年度の資源配分方針において、繰越明許の適切な活用が盛り込まれる。(H18.6.14)
- ・ 現在、厚生労働省においても、繰越事由の整備のために検討を進めているところ。

## 検討履歴

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 4月1日  | 文部科学省通知発出                           |
| 4月19日 | 厚生科学審議会科学技術部会にて委員指摘。「必要な手当を検討中」と回答。 |
| 4月27日 | 文部科学省研究助成課担当者訪問。経緯等を問い合わせ。          |
| 5月19日 | 改正案を省内各事業所管課に説明。                    |
| 6月14日 | 平成19年度資源配分方針で繰越明許の適切な活用が盛り込まれる。     |

# 厚生労働科学研究費補助金の不適正経理及び 研究上の不正等に対する取組みについて

## 不適正経理に関する対応状況

厚生労働科学研究費補助金については、平成17年度より、不適正経理を行った研究者に対して、補助金の返還を求めるとともに、2～5年間の補助金の支給の制限を行っているところ。

「競争的研究資金制度の不合理的な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」（各省申し合わせ）に基づき、平成18年度の「厚生労働科学研究費公募要項」（H17.10.31）又は「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」（H18.3.31）において、

- ① 不正受給を行った研究者の情報等を、他省の競争的研究資金担当者に情報提供すること
  - ② 他制度で不正経理を行った研究者に対して厚労科研費の支給を制限すること
- を定め、指針の趣旨を反映させた。

## 研究上の不正に関する対応状況

- ・ 総合科学技術会議本会議にて「研究上の不正に関する適切な対応について」検討。総合科学技術会議議長より厚生労働大臣宛に、これを踏まえた対応を期待する旨、意見具申がなされた。（H18.2.28）
- ・ 文部科学省において「研究活動の不正行為に関する特別委員会」開催。（H18.3.17～6.13）研究活動における不正行為への対応について検討がなされ、パブリックコメントを実施。（H18.7.8～）
- ・ 特別委員会において検討されたガイドライン等を踏まえ、厚生労働科学研究費補助金及び各研究機関における、研究上の不正への対応のあり方を検討中。